

【ご注意！】

「派遣労働者雇用安定化特別奨励金 支給申請（第2・3期）」の申請に必要な書類の案内に関しては、第1期支対象期間に係る支給決定を受けている場合の案内になります。

前期に係る支給決定を受けていない場合は、前期の提出書類・添付書類も必要となります。

支給申請・および問合せ先

大阪労働局 助成金センター

〒540-0028 大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9F

TEL: 06-7669-8900 FAX: 06-7669-8905

大阪労働局ホームページ <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

【大阪労働局⇒各種助成金⇒派遣労働者雇用安定化特別奨励金の届出書類のご案内⇒第2・3期提出書類】

- ★ 大阪市、吹田市以外に所在する事業所においては、管轄ハローワークでも申請の取次ぎを行います。
- ★ 支給申請書提出時には、本状も必ずご持参下さい。

申請に必要な書類

◆ **提出書類** (1)から(4)については、ホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。)

- (1) 「派遣労働者雇用安定化特別奨励金支給申請書」(様式第1号 第1面・第3面)
⇒ 対象労働者の支給対象期が異なる場合、及び雇入年月日が異なる場合については、同一の様式にまとめて記載せず、それぞれ別々の様式に分けて記載して下さい。
- (2) 「支給申請書内容補足シート(第2・3期)【派遣労働者雇用安定化特別奨励金】」
⇒ 対象労働者ごとに作成・提出して下さい。
- (3) 「対象労働者雇用状況等申立書(派遣労働者雇用安定化特別奨励金)」(様式第2号)
※ 申立書中の項目①～③について、雇入日より変更が無い場合には提出不要です。
- (4) 「対象労働者一覧表」(様式第1号 第2面)
※ 対象労働者が3人以下の場合には、提出不要です。

◆ **添付書類**

- (5) 前回申請分の「派遣労働者雇用安定化特別奨励金 支給決定通知書」(写し)
- (6) 出勤簿・タイムカード(今回の支給対象期間の最終の1か月分のみ) (写し)
⇒ 対象労働者ごとに提出して下さい。
- (7) 労働条件通知書・雇用契約書(今回の支給対象期間内に雇用契約の変更・更新をした場合には、すべての書類) (写し)
※ (1)～(7)以外にも大阪労働局長が求める書類を提示または提出していただくことがあります。

注意事項

- ◇ 支給対象期間の途中で対象者が離職した場合には、奨励金の対象となりません。また、支給対象期間の末日で対象者が離職した場合についても、奨励金の対象とならない場合があります。
- ◇ 雇入れに係る事業主が、特定求職者雇用開発助成金、試行雇用奨励金、若年者等正規雇用化特別奨励金など、他の助成金の支給を受けた場合には、本奨励金が支給されない場合があります。また雇入れに係る事業主が、本奨励金の対象労働者について、雇用調整助成金、または中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けた場合には、本奨励金が支給されません。
- ◇ 奨励金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度に、雇入れに係る事業所において労働保険料を納入していない場合には、奨励金の支給が受けられません。
- ◇ 労働関係法令の違反を行っていることにより、当該事業主に奨励金を支給することが適切でないものと認められる場合には、奨励金の支給が受けられません。
- ◇ 不正行為により本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとした場合には、奨励金の返還または不支給となります。さらに、以後3年間にわたり本奨励金を含む各種助成金の支給が受けられなくなります。
- ◇ 支給申請から支給決定までの間及び受給後において、賃金台帳等の他に総勘定元帳、現金出納簿等の会計帳簿書類を提示又は提出していただくことがあります。また、本助成金は会計検査院による会計実地検査の対象になることがあり、対象となった場合には上記帳簿の借上げにご協力願います。